

○東京都地方卸売市場地域貢献事業補助金交付要綱

平成21年4月17日

21中事業第26号

改正 平成25年6月1日25中事業第107号

(目的)

第1 この要綱は、東京都地方卸売市場条例第29条の規定に基づき、地方卸売市場が行う市場見学案内等の地域貢献事業に対して、その経費の一部を補助することにより、都民の市場流通に対する理解を深め、食育を推進することを目的とする。

(補助対象等)

第2 補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費は次のとおりとする。

1 補助対象者

東京都地方卸売市場条例第4条の許可を受けた地方卸売市場の開設者（以下「開設者」という。）とする。

2 補助対象事業

(1) 市場見学事業

開設者が、直接、都内の学校及び都民の団体（ただし、10名以上のものに限る。）に対して行う市場見学の案内等

(2) 料理教室事業

食育の推進及び市場流通の理解を深めること等を目的とし、開設者が直接又は共催（官公庁等又は市場関係団体と共催する場合）して、都民（ただし、10名以上のものに限る。）を受講者とする料理教室

3 補助対象経費

補助対象経費は、年度内に行われる次の経費とする。ただし、補助事業に伴う収入があるときは、補助事業に要する経費からこれを除くものとする。

(1) 市場見学事業

市場見学の案内等に要する経費（人件費）

(2) 料理教室事業

料理教室に要する経費（材料費及び講師経費）

(補助金交付額)

第3 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、一回あたりの金額の上限は次のとおりとする。

(1) 市場見学事業

人件費相当額・・・2,500円

(2) 料理教室事業

材料代・・・ 15,000円

ただし、補助対象経費の2分の1を限度とする。

講師経費・・・ 27,000円

ただし、補助対象経費の2分の1を限度とする。

(補助金交付の申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、事業実施の前月20日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5 知事は、第4の規定による申請書の提出があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて現地調査等を行い、適当と認められるときは、第7に掲げる事項を条件に補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(申請の撤回)

第6 申請者は、補助金交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後10日以内に申請の撤回をすることができる。

(補助金交付の条件)

第7 この補助金の交付決定には、次の条件をつけるものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、交付の決定を通知した後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 1の(1)の規定により補助金の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

なお、ただし書きの規定により軽微な変更をしようとするときは、その理由及び内容等を事前に知

事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

5 遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 補助事業者が5の(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(3) 5の(1)において、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、11の規定により、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

6 証拠書類等の保存

補助事業者は、当該補助事業の経緯を明らかにする書類、帳簿、その他の証拠書類を、当該補助事業の交付の決定の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

7 実績報告

補助事業者は、当該事業が完了したとき又は東京都の会計年度が終了した場合は、実績報告書（第4号様式）を、指定する期日までに知事に提出しなければならない。

8 補助金の額の確定等

(1) 知事は、7に規定する事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(2) 補助事業者は、8の(1)に規定する額の確定の通知を受け取ったときは、速やかに補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、8の(2)に規定する請求があった日から起算して30日以内に、補助金を交付するものとする。

9 消費税の取扱い

消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象金額から除外する。

10 是正のための措置

知事は、8に規定する調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

1 1 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。

(2) 1 1 の(1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

1 2 補助金の返還

(1) 知事は、1又は1 1の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、補助事業者は補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) 1 2 の(1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金を受領している場合においても準用する。

1 3 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が1 1 の(1)の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1 4 違約加算金の計算

知事が1 3 の(1)の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(他の規定との関係)

第8 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則 この要綱は、平成21年4月17日から施行する。（21中事業第26号）

改 正 平成25年6月1日（25中事業第107号）